

物の「若衆」と村の「若者仲間」

—東近江市高木町の「最古の若衆掟」をめぐる—

多仁 照廣

はじめに

若中、若連中、若衆、若者組、若者仲間など、多様な名称をもって呼ばれる町や村の中の年齢を基本とする若者の社会集団についての研究は、第一次世界大戦以降の青年団の全国組織化による大日本聯合青年団の結成、およびその活動拠点として建設された日本青年館によって進められてきた。その背景には、青年団運動の理論的な背景を構築した田澤義鋪や熊谷辰次郎らの指導者が、総力戦体制をめざして、青年団を小学教育から徴兵年齢までの間の軍事教育機関化しようとした陸軍との対抗理論を形成する必要があることがあった。ここでは、青年団を自然に発達せる団体として、その起源を未開社会に求め、台湾のいわゆる高砂族の習俗に着目した。折しも、柳田國男らを中心とするフォークロアへの関心は、日本青年館において民俗学談話会などが開かれ、日本民俗学への路を歩み始めた。小野武夫らの村落社会学会、小寺融吉らの日本民俗芸能学会もまた日本青年館においてその歩みを始めた。また、洪沢敬三は積極的に民族学博物館建設を働きかけ、日本青年館に郷土資料陳列所を設置した^①。

日本青年館を中心に、青年団およびその前史としての若者組への関心

物の「若衆」と村の「若者仲間」

が高まり、昭和十年に全国の若者組の掟が集成されて『若者制度の研究 若者條目を通じて見たる若者制度』が大日本聯合青年団から刊行された（昭和四十三年復刻）。その巻末の「御條目集」に掲載された全国の若者條目百二十二点中で、最も古い年代の若者條目は、滋賀県蒲生郡市原村高木の延宝五年巳六月二十四日「村中若衆吟味之事」で、二番目の元禄三年「若衆書留之事」、三番目の同年「若き衆吟味之事」も同じく高木の文書であった。

若者制度への関心は、歴史学では中村孝也編『国民生活史研究 生活と社会』（昭和十七年 小学館）に北島正元「近世農民生活の家族生活」が掲載されたが、その後は戦後の民主主義の形成の歴史を求める流れの中で、近世宮座研究の安藤精一「後期封建制社会と若者組」（『日本歴史』三十三号 昭和二十六年）、らがわずかに研究を発表したに留まっていた。一方、一九二〇年代にフランスで立ち上がったアナル学派が日本大学の社会学に影響し、戦後間もない昭和二十七年に桜井庄太郎『日本青年史』（大蔵省印刷局）が著された^②。しかし、若者制度は歴史学では取り上げられることはなくなり、社会教育学や社会学および民俗学の立場からの研究が進展して行った。例えば、社会教育の歴史研究からは小川利夫「地域青年団成立史論」（日本青年館調査研究室『研究室報』⑩ 昭和四十一年）において、「若連中は、近世農村特有の結合様式の一つであり、村の秩序を保持するためのもので」と、若連中を近世村落特有のものとした指摘は、今日においても正鵠を得ている。

一九七〇年代までの社会学や民俗学および日本歴史学における若者組研究の動向については、拙著『若者仲間の歴史』（一九八四年 日本青年館発行）を参照していただくことにし、ここでは歴史学における研究

動向を示しておく。

一九七〇年代は、日本における七十年日米安保と大学紛争にとどまらず、世界的に「若者の叛乱」が起きていて、「若者」「青年」「学生」についての関心が高まった。当時の背景には、ベトナム戦争や近代工業化社会への批判があった。アリエスが一九六〇年に公刊した『子供の誕生―アンシャンレジーム期の子供と家族生活―』が一九八〇年に邦文に翻訳出版された。一九八五年にJ・R・ギリス『若者の社会史―ヨーロッパにおける家族と年齢集団の変貌―』が翻訳出版された。

関西の研究者を中心に『講座 青年』が刊行されたのは一九九〇年であった。この本に収載された藪田貫「中男から若衆」では、中世の若衆から近世の若者仲間の変容について、「カムイ外伝」を切り口にその戦士集団としての役割を平易に叙述している。また同書の飯塚一幸「若連中から青年団へ」では、若者仲間から青年団への変容について、丹後の岩滝村を事例に、若者仲間の財政力が村の財政力と同等の規模であったことを指摘している。

一九八〇年代は、日本の社会史が唯物史観からアナル学派的な社会史へ変貌した時期であった。筆者自身はアナル学派に影響を受けて研究を始めた訳ではない。むしろ、「共同体」への関心が高まっていたことに軌を一にしていた。最初に学会発表をしたのは、一九七四年六月に開催された第十一回芸能史研究大会において、「文政取締改革の地芝居取締について」であった。この口頭報告は、地方史研究協議会『地方史研究』一三二号（同年十月）に、「地芝居と若者仲間―文政取締改革と「かくれ芝居」―と改題して掲載され、一九八四年に一つの研究上の区切りとして『若者仲間の歴史』を日本青年館から刊行した。その後、

研究の関心は、近代に移り、青年団創始者の『山本瀧之助日記』全四巻（一九八五～八八年）を日本青年館から出版した。さらに、「青年」概念の国際的な広がりなどに取り組み、二〇〇三年二月に同成社近現代史叢書⑤として『青年の世紀』を刊行した。二〇一一年十一月には『山本瀧之助日記』の解題に加筆して『山本瀧之助の生涯と社会教育実践』（不二出版）を上梓した。この三書のとがきに共通することは、大塚久男『共同体の基礎理論』に示された、近代市民社会における個人主義と共同体の崩壊、という公式への懐疑であった。研究者としての道を歩み始めた頃に影響を受けた木村礎は、「日本の共同体」（明治大学人文科学研究所紀要）第十冊（昭和四十六年）において大塚の共同体の理論に拘束されながらも、村落の共同体の消滅と天皇制をパラレルにとらえようとしたが疑問符で終わった。木村礎の一九八〇年に出版した『近世の村』（教育社歴史新書）においては、共同体は形を変えこそすれ、現代においても日本社会の基礎構造として存在すると述べている。

日本近世史研究においても、若者の叛乱、についての関心が高まり、澤登寛聡『江戸時代自治文化史論 一 揆・祭礼の集合心性と地域・国制の秩序』（二〇一〇年 法政大学出版部）に代表されるような、祭礼等を通じて、幕藩支配秩序に対して叛乱を起こす存在として注目されている。

二〇一〇年、内山節『共同体の基礎理論』（農文協）が刊行された。表題から分かるように大塚久男の『共同体の基礎理論』を強烈に意識し、個人がバラバラになった社会は資本主義の駒として人間が扱われるばかりで、孤立、孤独、不安、ゆきつまりといった言葉の方が、個人の社会にはふさわしいことが次第にあきらかになってきた、と述べている。ま

た、国民国家と共同体について、国家が共同体の精神世界を破壊に乗りだしても、村の生活自身が共同体を必要とするという現実には、変えることができなかったのである。だから国民国家が形成されても、それが村の共同体の解体を意味するわけではなかった、と指摘し、農村の営みを維持するために必要な共同体という伝統的な一面と、近代国家の細胞としての共同体とが重なり合う、二重の機能の共同体が生まれることになった、と近代の共同体の在り方を指摘している。内山節のこの指摘は、家やムラを意識しているが、若者仲間と青年団の歴史関係と実に合致している。

内山節が『共同体の基礎理論』で示した、日本の共同体および自然観は、翌年の二〇一一年三月十一日に起きた東日本大震災の際、およびその後の復興に被災民たちがとった行動によって証明されたと考える。若者仲間が有していた機能の一つである消防は、消防団という形に近代で変容したが、住民を救出するために自らが津波の犠牲となった消防団員がいた。避難施設や仮設住宅では混乱もなく人々が秩序を保って分かち合っていたことは世界に衝撃を与えた。「絆」という言葉が言霊のように人々を突き動かした。歴史学においても、阪神淡路大震災を契機に結成された神戸資料ネットワークから始まり、その後の被災地での史料レスキュー活動は、地域・市民・行政・大学の連携による新たな地域の歴史資料の保存活用と地域史研究に進み出している。

神戸大学奥村弘代表の科研グループの一員として被災後の歴史資料の救出と保存活用に、多少なりと関わって来た一人として、こうした動きが、行政文書や区有文書、寺社や商家および家の文書だけではなく、若者仲間や青年団などの、地域の共同体にかかわる史料および石造遺物や

民俗行事などを含めた、総合的な歴史資料保存活用に至ることを望んでいる。二〇一七年十月に、日本青年館に遺されて来た一万三千タイトル、二十一万画像の大正から昭和戦前期の地方青年団報のjpeg化作業が終了し、インターネット上での公開へ向けての準備が進みはじめた。この資料群を中心に全国の青年団史料情報が集まり、そこから新たな若者仲間研究が進展することを期待している。

共同体は人々の暮らしを支えるに必須のものであると考えるが、その存在は時に個人の自由を奪う諸刃の刃でもあることは、前掲『若者仲間の歴史』の「1、仲間 ある放火事件」で、「村一同の義」として、手踊り興行のために零細農民の生活の拠り所である土地をとりあげた若者仲間を取り上げた。私たちが支えてき、これからも支え続けて行くであろう共同体について、その歴史と実態を示していくことは、家というタテ社会だけではなく、東アジアの世界で他の国にはない、年齢に基づくヨコの社会組織を有する日本社会のくらしの歴史を明らかにし、未来を指し示す上で大切なことだと考えている。特に、従来の研究で、最も古い若者條目を伝えている近江の若者仲間の研究は重要である。

一 中世村落社会の「若衆」

一四五年以降の日本史学においては、若者仲間の研究は、近世史よりも中世史において様々な見解が提示されて来た。たとえば、清水三男『日本中世の村落』（一九四二年 日本評論社）では、おとな・若衆の制は古くから行われていたが、それが村落自治の機関として活躍し、行政的な寄り合いを持ったのは、室町時代以降であった、とした。和歌森太郎は『中世協同体の研究』（一九五〇年 弘文堂）で、父的支配が尊ばれ

父子関係の緊密化が各協同体において要請される度合いを強めた中世後期から、世代別社会構成が強まる。として、清水三男と同じく室町時代に若衆の存在が村落自治のなかで強まると指摘している。

一九七〇年代後半になると、萩原龍夫『神々と村落』（一九七八年弘文堂）において、若衆はモロト（宮座の神主になれる家）という、一定の家格による身分階層の内部の年齢秩序で、近世初期の子百姓の社会的上昇により、身分的でない若者組が成立した、と見解を示した。『神々と村落』と同じ年に平凡社から刊行された網野善彦『無縁・公界・楽』で、伊勢大湊・伊勢山田・和泉堺・博多・長崎に見える「老若」などと、近江今堀「年寄惣分 若衆惣分」は共通とし、村落だけではなく町の組織としての存在を指摘した。また、勝俣鎮夫『戦国法成立史論』（一九七九年 東京大学出版会 一二六～一三三頁）は、中世後期在地領主たちの一揆も老若という年齢組織を持ち、中世後期の一揆の組織にも反映しているとして、中世史研究における年齢組織への関心を広げた。

一九八一年に刊行された脇田晴子『日本中世都市論』（東京大学出版会）からは、「若衆」について具体的な事例をもとにその在り方を検討するように研究が進化し始めた。脇田晴子は、文明三年（一四七二）大山崎惣中の老若対立から、侍座（近世の社家衆）のみの座でその内部の老若は組織であること。戦国期に不入権を守る運動の過程で、同じ人間でも、神人中と惣中の原理が異なる組織が一体化し、宿老は惣中から定員輪番で選ばれ、若衆は社家から定員が選出されたと分析した。勝俣鎮夫『戦国時代の村落』（『社会史研究』6 一九八五年 岩波書店）では、和泉日根野庄の軍事力の在り方の特徴は、老・若を指揮者として若衆によって構成され、宮座の臈次と関連するとし、宮座の臈次に統制された

若衆の軍事力に注目した³⁾。若衆を、村や町の軍事組織とする考えは、藤木久志『戦国の作法』（一九八七年 平凡社）によって、若衆は「村の軍隊」と明確に位置づけられた。藤木は続けて、若衆の村における発言権や長老衆との対立矛盾は、若衆を中核とする生産と軍事という、中世の村の自検断と生産の体制に固有のものであるとした⁴⁾。また、若衆は、元服から衛門成までで、年齢には幅がある。近世になると老若概念は、政治的には相互に自律したものから、漠然と大人と子供を示す表現に風化する⁵⁾と、中世から近世への若衆の変化の様子を「風化」と表現した。「風化」という表現が適切かどうかは、中世史研究者と近世史研究者との見方の違いがあるように思われるが、拙著を『若者仲間の歴史』とした理由は、中世の若衆と近世の若衆には違いが感じられるので、「若者仲間」として「若衆」と区分したことによる。中世の若衆と近世の若者仲間を区別して考えるという点では一致している。

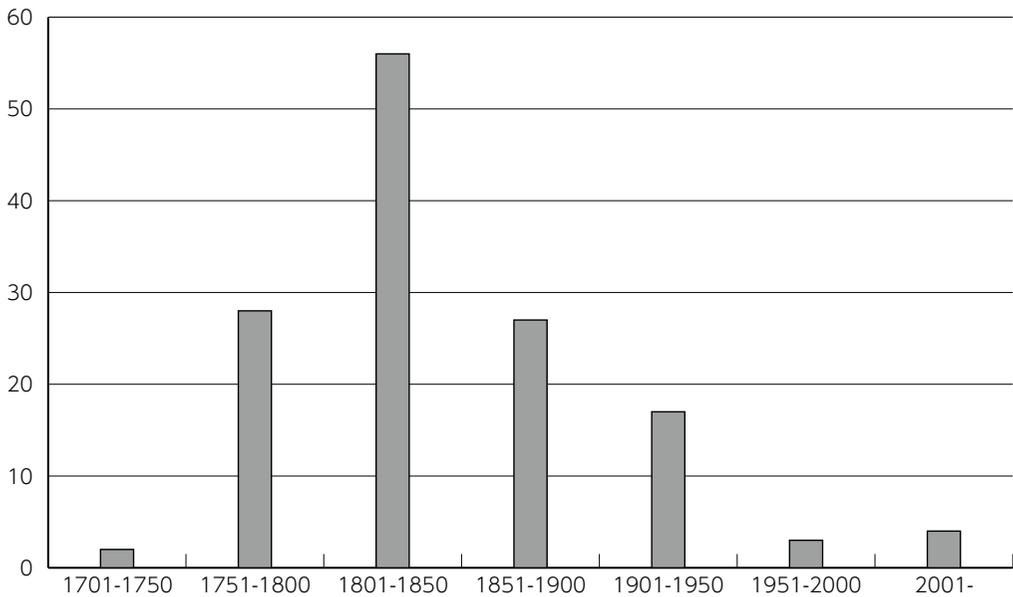
その後、若衆についての研究は新たな展開を見せていないが、坂田聡／榎原雅治／稲葉継陽『日本の中世』¹²⁾ 村の戦争と平和（二〇〇二年 中央公論社）の「村の若衆組織」で坂田聡は、戦士集団としての若衆を家との関係で考える方向を示した。

町と村の若衆を全く別個に考えるのではなく、例えば京都で現在も麻問屋を経営する近江五箇庄出身の「外与」の文書中に、商家が跡継ぎの養子をもろう際に、養子の所属する村の若者仲間に一札を入れている。また、『若者仲間の歴史』で取り上げた伊豆子浦の「江戸世話」という、村から江戸に出稼ぎに出ている若者を村の若連中が管理する組織の存在があり、若者仲間をめぐる町と村の関係は全く別個に考えてはならないことも指摘した。

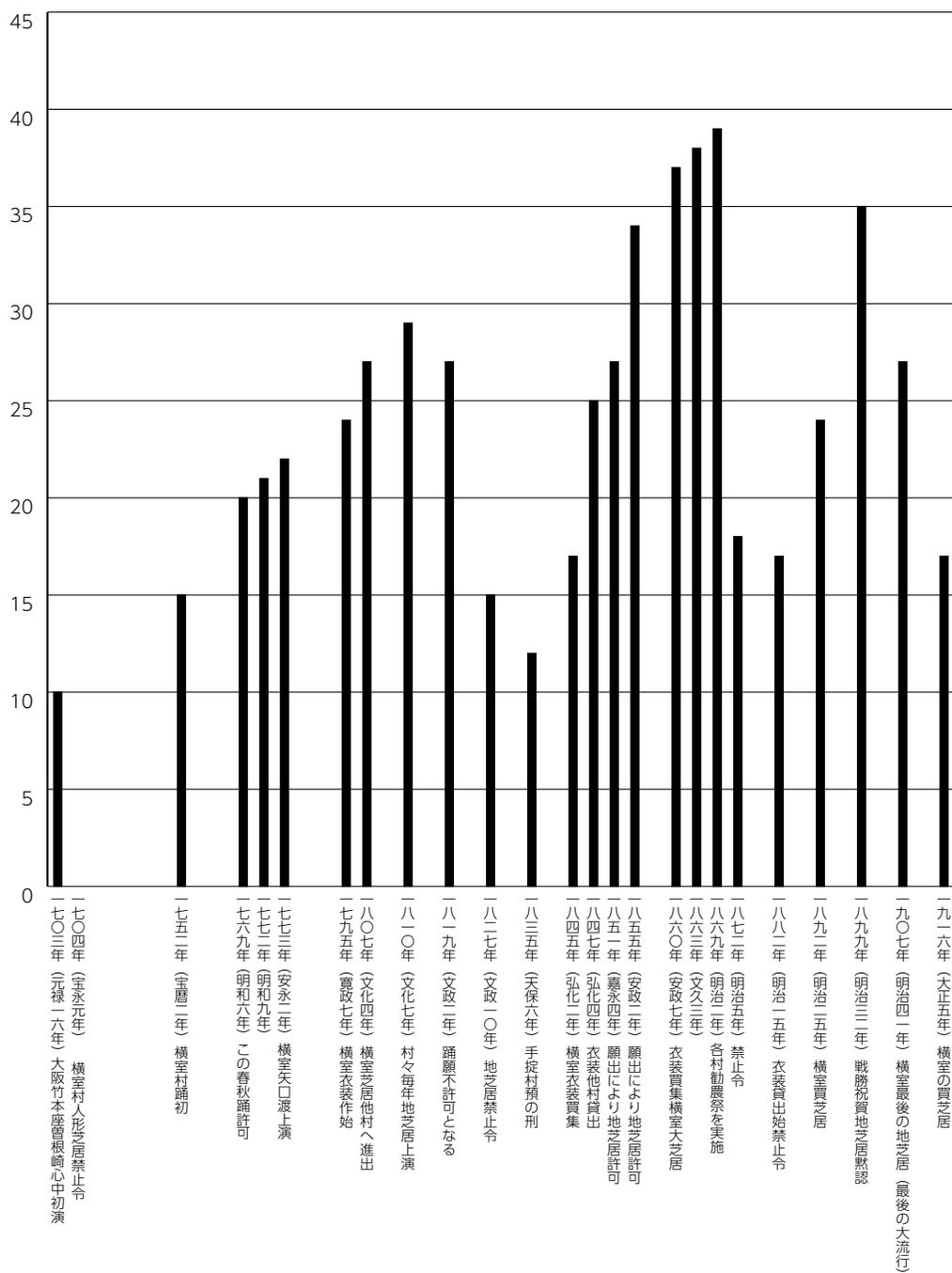
町における中世と近世の若者仲間の関係については、研究の進展はさしてないが、拙稿「江戸時代京都の若者仲間―稲荷神社氏子町村を事例に―」（伏見稲荷大社『朱』四十三号 二〇〇〇年）で、伏見稲荷祭礼の神輿行事に、氏子以外の京都の町が参加するつながりが、同じ地頭の妙法院との関係であった点を示した。

氏家幹人『江戸の少年』が文芸作品を主な材料として江戸の若者を描いたが、村の若衆ないし若者仲間・若連中を主題にした研究書は『若者仲間の歴史』以後、出版されていないのが現状である。

筆者は、二〇一一年以降は、文献よりも若者仲間が神社や寺院に奉納した鳥居や石燈籠・狛犬・手水鉢および絵馬などの、主に石造遺物奉納物を中心とした調査に研究の主軸を移した。現在、福井県嶺南四郡約四百社を始め、嶺南に隣接する越前、近江、丹波、京都市中、伊予西条、大船渡、甌島などを調査している。全国から見ればいかにも少数の調査事例ではあるが、その中で最も古い奉納物は、現在調査研究の拠点を置いている、若狭路文化研究所が所在する福井県三方郡美浜町菅浜の山ノ神社の祠に納められた、正徳三年に「當浦 若衆中」がこの神社を創建したと刻まれた石板である。菅浜には村の鎮守として式内社の須可麻神社がある。村の主たる神社ではなく、山の神や天神などの小祠から村の祭祀権により強く関与して行く道筋が見える。また、若連中が神社等に奉納物をした年代を福井県嶺南約四百社だけではあるが、その変動を『北陸三県の民俗』（表1）に掲載した⁵⁾。十七世紀後半に現れ始め、十八世紀後半から十九世紀前半をピークとするグラフは、群馬県横室の芝居衣装貸出曲線（表2）⁶⁾と一致し、近世の若者仲間の活動期を示している。



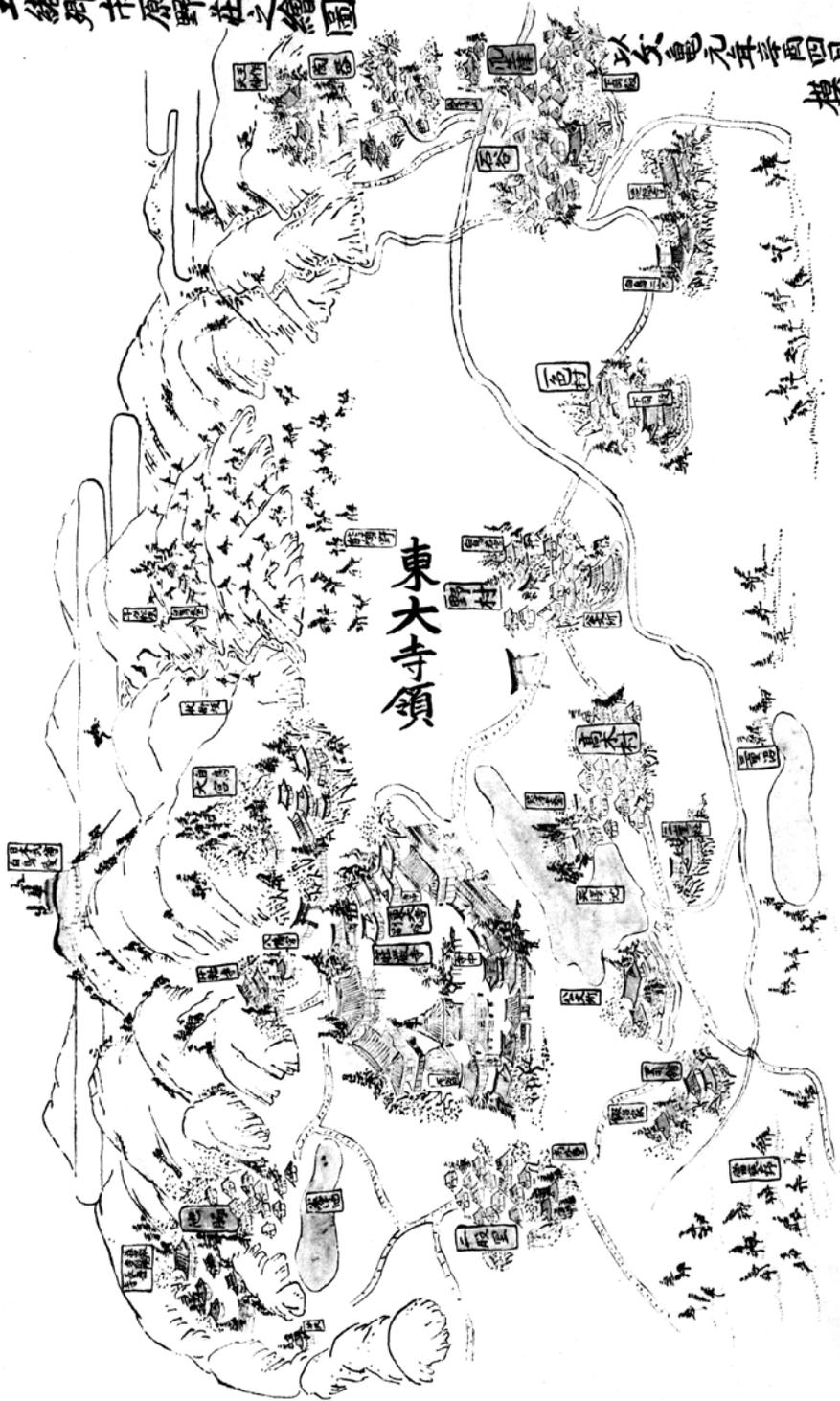
（表1）福井県嶺南四郡神社若者仲間奉納物の年代別変化



(表2) 群馬県勢多郡横室の地芝居盛衰曲線より作成

玉緒郷中原野莊之繪圖

寛政四年辛酉四月
模寫之



物の「若衆」と村の「若者仲間」

(写真1) 玉緒郷市原野莊之繪圖 東近江市山上町歳苗神社所蔵

二 莊の神から村の神へ ―白鳥神社を中心として―

高木村の中世における景観は、「玉緒郷市原野莊之絵図」(文亀元年記 明治四十五年摸写)(写真1)で概観する事ができる。この絵図につ

いて『永源寺町史 通史編』(平成十八年刊)二二二頁で、市原野白鳥社が由緒の正しさを他社に対して主張するために後世に作られた可能性を指摘している。むしろ江戸時代の現存する村・小字の配置を年頭に置きつつ、かつて神宮寺として栄えた莊嚴寺が存在したと想定できる所に、大規模な伽藍や石碑などを書き加えたものと推論している。

「玉緒郷市原野莊之絵図」が、江戸時代に存在した村々を念頭に描かれたものであるならば、一つの地域として意識されていたものと考えることができよう。そこで、絵図に描かれた村々にある神社について村別にみていく。

「玉緒郷市原野莊之絵図」の池之脇には神社記載はない。二股里には高木天王社がある

高木には白鳥大宮と三重社・澤十天王社・莊嚴寺が書かれている。(市原)野村には白鳥若宮、一色(式)には白鳥二宮があるが、石谷には神社記載がなく、瓜生津も神社記載がない。陶器(土器)の玉作天神は記事に記されている。『永源寺町史 通史編』「別編 第一節永源寺町の神社」の記事に従って、「玉緒郷市原野莊之絵図」(写真1)に描かれた各集落の神社について触れておきたい。

池之脇の白鳥神社(創祠年代不詳)は、元は字中之谷の山腹にあったが、天保三年に現在の地に移されたと伝えられる。高木の白鳥神社は創祠年代不詳である。慶長十二(一六〇七)年の日付のある縁起書で日本武尊伝説とのつながりが記されている。また、境内に正慶元

(一三三三)年銘の石燈籠がある。二股里は上二俣と思われるが、平成十三(二〇〇二)年に高木との両字立会をやめ、高木の白鳥神社から若宮神社を分祠した。

市原野村には、創祠年代不詳の白鳥神社があり、応永十一(一四〇四)年銘鱈口、白鳥明神縁起書がある。境内には、昭和十三(一九三八)年四月「三百歳記念」の銘がある石灯籠がある。(写真2)これは寛永十五(一六三八)年に当たる。(但し、二〇一七年十月再調査では失われていた。)社殿の建築が寛永十七(一六四〇)年とあるので、凡そこの石灯籠に刻まれた事実はほぼ正確と考えられる。また、十人制宮座がある。生年月日順に一朗(老とも)、二朗、三朗の三階級に三人もしくは四人が所属し、一朗の最年長者が一切を取り仕切り、一年ごとに階級が進み、三年経過すると宮座を退くことになっていたが、近年は若い衆の減少により氏子が一年交替で宮座を勤めていると、『永源寺町史 通史編』(一六五頁)では指摘している。

石谷の白鳥神社(創祠不詳)境内には石谷村吉田氏寄進の元禄三(一七〇三)年の石燈籠がある。また、天保十一(一八四〇)年九月に一式邑が世話方となった石灯籠があり、この白鳥神社が石谷村と一式村で祭祀されていたことを示している。しかし、二〇〇四年に石谷と一式は白鳥神社の立会を解消する。一式は一式村堤谷山にあった若宮神社を野神に移して祭祀するようになった。

「玉緒郷市原野莊之絵図」には、新出村の記載はないが、新出には創祠年代不明の八千戈神社がある。元は近江坂本の日吉大社西本宮を勧請したと伝えられ、西本宮は大国主神の別名である大己貴命を祀り、大国主神は八千戈神とも呼ばれたので、明治になって社名とした。寛文八

(一六六八)年の鰐口がある。新出村については、元和九(一六二二)年九月三日の「新出中」の百姓五人から上ノ郷・下ノ郷・甲津畑年寄中に宛てた文書に、「新在所むすび申」とあり、元和の頃に「庄内中」の合意のもとに立村されたと思われる。(高木共有文書 五七六)

瓜生津と陶器(土器)は、現在では八日市に属する。瓜生津に神社は今日もない。慈眼寺跡の慈眼寺会館の敷地内に宝曆三(一七五三)年六月の三界萬霊塔がある。施主は二俣村の者であり、一つの地域であったことがわかる。土器には天満神社があり、玉作天神と一致する。この天満神社境内に、表側に「氏子安全」と刻まれた台石の裏側に「世話方若



(写真2) 市原野 白鳥神社 昭和13年4月 「三百歳記念」

者中」と記され、「明治四年」「辛未九月」に奉納された御神燈がある。(写真3)

「玉緒郷市原野莊之絵図」にはないが、その範囲内に現在は、永源寺ダムによって移転して来た集落があり、若宮八幡神社がある。

「玉緒郷市原野莊之絵図」に描かれた村々と神社と『永源寺町史』に記載された集落と神社とは、池之脇と上二俣および石谷にそれぞれ白鳥神社が増した。また、上二俣と一式は、二十一世紀になってから神社を分祠している。いずれにしても、村々による鎮守の神社創立は、村の独立性が高まれば新たに鎮守の神社が創られて行くことを示している。

深谷弘典氏収集文書(永源寺町史編纂室)の「日本武尊白鳥神社由来」には、白鳥明神の三月五日の大祭には、上は二俣村・池之脇村、下は野村・石谷・一式から当村(高木)に来ること、各村が白鳥新宮を造営したこと、二股・池之脇も白鳥新宮を造営したことが記されていて、二股里が高木天王社とする「玉緒郷市原野莊之絵図」の記載とは異なる点はあるが、村々が鎮



(写真3) 土器 天満神社境内 御神燈
明治4年9月 「中者若方話世」

守を創建して行くことについては同じである。

村々の鎮守に祭礼組織ができ、「若衆」または「若者中」がその祭礼を執り行つて行く。

三 宮座と若衆

惣の若衆が他の村との争いに現れる文書としては、滋賀大学経済学部附属史料館に保管される近江菅浦文書の文安六（一四四九）年「菅浦惣日差・諸河置文」が、現在知ることのできる最も古い年代の史料である。この文書には、琵琶湖の水上輸送権をめぐる海津東浜・今津・堅田勢・八木勢と関係した菅浦と大浦の山境争論で、「地下若衆向山へ二卅人船十そうはかり入ところ」を大浦勢と戦闘になり、一人も打たれずに船に乗って笑いながら凱旋したことが記されている。

前述したように、「藤木久志『戦国の作法』の「I 村の自検断」の中の「村の若衆と老若」では、若衆は、元服から衛門成（おとなり）までで、年齢には幅がある。近世になると老若概念は、政治的には相互に自律したものから、漠然と大人と子供を示す表現に風化する、中世から近世への若衆の変化の様子を「風化」と表現した。

『戦国の作法』の「村の若衆と老若」について、少し詳しく紹介しておきたい。「惣と老若」では、寛正二（一四六一）年の「惣庄置文」の「上廿人乙名次之中乙名又末の若衆相ともに」とあることを、菅浦の惣が「地下若衆」を中核とした村の武力組織を持ち、盗人検断の領域で惣庄の意思決定に参画する地位を公式に獲得しえたことが、若衆らによる惣庄Ⅱ乙名批判と運動の成果であったことは、まず疑いない、と断定している。この断定を補う事例として、天文十一（一五四二）年の浅井氏

が賦課して来た公事舟役を免れた請文。永禄十一（一五六八）年の「廿人（乙名）・東西の中老・十六人の長男」の名によって定められた「壁書」を上げ、十五世紀半ばに定められた乙名・中老・若衆という惣村の態勢は、一世紀を経ても村の自検断の基軸として機能していた、としている。そして、老若・中老・若衆の連署という公的な文書形式は、その文書が惣村全体の意思であることを強調するという特定の政治的な意味を帯びていた、と指摘している。と同時に、惣村レヴェルで作られる文書の形態で見る限り、まだ若衆だけの単独の公文書をつけることができない、ともされている。

また、「老若」という言葉の意味合には、村ぐるみという意味をそっくりと包み込んでいたとして、菅浦文書のほかに、文龜二（一五〇二）年和泉日根野庄、「薬師寺上下公文所要録」の天文十四（一五四五）年の「惣郷老若」と「長男ならびに座衆悉く」が同じ意味で使われていること。『斑鳩町史』の天正八（一五九〇）年に、筒井順慶が竜田村の土豪井上氏に宇治橋用材の材木山出しを課したときに、「被官衆老若共に馳走」を指示したことを例示し、惣村全体という意味を強調する場合に用いられているとしている。さらに、近世に入ると老若は、相互に自立した年齢階層集団の政治的な共同という、本来限定された意味よりは、むしろ漠然と「大人も子供も、男も女も」つまり村人全体でという意味の慣用語として使われる例がいつそう目立つようになる、として、中世後期に現れた「老若」の政治的な共同という意味の風化の方向を示すものと指摘されている。

一方、宮座研究から、前記したように荻原龍夫『神々と村落』が、若衆を宮座を形成するモロト内部の身分家格としたが、園部寿樹は『日本

の村と宮座』高志書院 二〇一〇年)の「4、年寄衆・座衆身分」において、十六世紀から十七世紀半ばまでに、惣荘宮座から個別の村の宮座に変化する中で、村の宮座内に本座衆と新座衆、年寄衆と若衆という対立関係が顕在化してくると指摘している。その背景には、宮座が惣荘単位ではなく、家単位に変化し、年寄衆に対立する若衆は、家格が年寄衆よりも低く、本来の宮座のメンバーではない者の家であるとし、中世における家の成立と惣荘から惣村への移行にともない、宮座の中の身分の低いものが「若衆」とされたことを述べている。

「若衆」を村落の身分家格と考えることについては、拙著『若者仲間
の歴史』において、同志社大学人文研編『近畿郷土村落の研究』(一九七四年 六四頁)に紹介されている、口丹波池尻村で、元文三(一七三八年)に天満宮支配権をめぐる争いが、地侍の系譜をもつ「武者中」と「若者」と呼ばれる下百姓の間で起きたことについて言及した。

年齢だけではなく家格を加味して考えることは、中世から近世へ移行して行く過程でなお検討する必要がある。

若衆と宮座と家格との関係については、拙稿「若衆」と「若者仲間(若連中)」についての守山寺座の事例で示したように、若衆は守山寺の侍で構成された観音講という宮座の組織であったが、寛政年間に地下人である高十石以上の百姓から観音講の入れ替わりが起き、宮座の若衆が地下の若衆と重層的に存在しながら一体化して惣村(百姓)の若者仲間ができてくることを明らかにした。

惣の宮座の若衆が、地下の若衆と重層的に存在しながら、惣百姓の村の若者仲間(若連中)ができてくると現在では理解している。

四「若衆」と「若衆」の契約

さてここで藤木久志および荻原龍夫・藺部寿樹の「若衆」と「老若」の歴史的な変遷についての考え方に概ね頷きながら、高木共有文書を中心に中世から近世への変容につて検証してみたい。

若衆だけの単独の公文書のみつけることができない、と指摘されている点であるが、高木共有文書(滋賀大学経済学部附属史料館保管)には左記のような村と村の若衆の「三ヶ村申合書留」がある。

三ヶ村申合書留之事 (高木共有文書 687)

一去ル比上野布引山奥山三ヶ村立合山之内甲

津畑村之者我侂仕新田畑植出シ仕候ニ付六ヶ村

申合せんき仕候へは先規之通ニ被仰付候所ニ又候哉

甲津畑之者共大分新ひらき植出し仕其上

草までせぎ申ニ付上之郷三ヶ村ハ作可仕様も

無御座候故ニ又村池之脇村高木村右三ヶ村申合一身

同心仕先規之通ニ打つぶしきりあげ加り取可仕

極也然上ハ甲津畑村ハ大勢罷出ふせぎ可申事も

可有之候雖然立合山場所之内ハいつくまでも

きりあげ打つぶし加り取可申極也若相手

大勢ハ罷出ざうごんむほうなる義仕候而三ヶ村

之内ニあやまち仕物有之候ハ、壹人ニ而も三ヶ村を

してかんびやう可仕極也若又相手之方ハ此身

へ参なだれがま敷儀申候ハ、三ヶ村領内ニハ

一時も置不申候其村人おしかへし可申候若其村

としてかへし申事不罷成候ハゞ三ヶ村として
おしかへし可申極也且又相手合御公儀沙汰

二いたしかけ候共三ヶ村一身同心之上ハ壹人二而も
退申間敷候扱又布引山之内ニ而野村杉山原村二而も

若せんぎ出来仕^{〔虫也〕}三ヶ村一身同心にて候間
少もしりぞき申間敷候萬一三ヶ村内何ニ而も

相手合道具取候ハゞ急度とり加やし可仕極也
又ハ奥山ニ而木柴草ニ而もおさへ取候はと其時

諸事すみ木^{草也}三ヶ村として番を付とり加へし
可仕極也假如何様ニ罷成候共急度せんぎ仕

詰可申極也いつニ而もせんぎ仕候時分三ヶ村内ニ
壹人二而も退申者於有之ハ子孫までも

立合山之内ハ立せ申間敷極也向後合殊ニ
書留連判取加わし候上ハ申分有之間敷候

仍而如件
一右趣廻文次第二三ヶ村おれ合可申極也

土又村

元禄八年

亥七月日

二又村 参

若衆

若衆

高木村 惣中

惣中

この元禄八（一六九五）年七月の書留では、二又村・高木村・池之脇

村の三ヶ村が、立合山である布引山に、甲津原村が新田開発を進めることとを排除するために、三ヶ村が「一身同心」して、大勢が押し掛けたら押し返し、公儀沙汰つまり訴訟になれば、三ヶ村が一致した反対行動をとることを約束し、もし、一人でも一致した行動をとらずに退けば、子孫までも立合山に入らせないことを申し合わせている。

もし、立合山へ立ち入ることができなければ、薪等の燃料や堆肥の原料となる草を入手することができなくなり、百姓経営は成り立たない。百姓経営の根幹に関わる厳しい制裁措置を課すことを、高木村と二又村の若衆同士が極めている。しかし、池之脇村若衆が宛先に入っていない。その理由はわからないが、下書きという文書の性質によるものかもしれない。いずれにせよ、立合山の利用については、村同士の問題であるが、若衆が立合山の管理に強く関わり、その立場から若衆の内部統制とはいえ、百姓経営の根幹にまで立ち入った決定ができるほどその力はあったということとは明らかである。

この元禄八（一六九五）年七月の若衆の書留に示された立合山である布引山の管理と若衆の役割について、同じ高木共有文書の文化八（二八二）年八月「山論記 序」の「向山一件有増之留 序」に、

文化八未年中夏ニ右立會場字椿谷川端源内谷之出崎南之方ニ於いて林村小兵衛と申者草苜道ヲ打潰シ新開致シ被申候ニ付池之脇村二又村高木村此三ヶ村より若者共申合セ先規仕來之通夜分ニ打潰シ申候

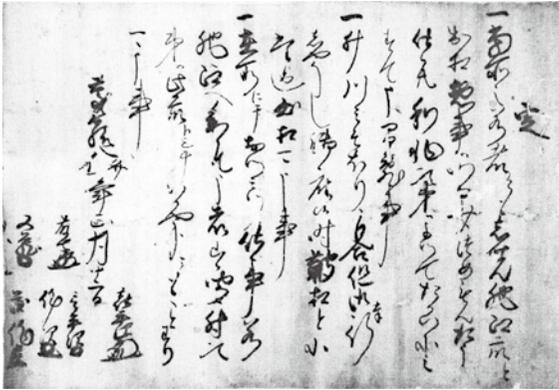
とあり、一世紀以上経過した十九世紀前半においても、立合山についての三ヶ村若衆の取り極めは活きている。

五 最古の若衆掟

―高木共有文書中の若衆および若者仲間関係文書―

藤木久志が「風化」と捉えた近世の若衆の変容を見るには、高木村の若衆関係文書の全体を通覧することがわかりやすい。

滋賀大学経済学部附属史料館に保管される滋賀県東近江市高木共有文書中の若衆および若連中関係文書には、前項で取り上げた元禄八年七月の立合山管理についての三ヶ村若衆の書留以外にも、以下の文書がある。なお、各文書の連署は原文とは異なり一覽とした。



(写真4) 慶長18年正月12日 定

①、慶長十八年癸丑正月十二日 定

(高木共有文書 999)

定

一 当所之若者としせん他郷衆と

出相惣事二つめもんたう

仕候共利非次第二よつてたかいにミ

すて申間敷事

一 井川ミそほり手合但御奉行

しやうし御座候時鞆相とに

六つ出相可申事

一 在所にテナツミツ仕事若

他郷へ参候て申者は聞付次

第二此衆トシテいかやうにもことわり

可申事

慶長拾八癸丑年正月十二日

喜平治(花押)

藤七(花押) 又蔵○ 徳□(花押) 吉蔵(花押) 助次郎○

うん八(花押) き八○ 久蔵(花押) 甚兵衛(花押)

介兵衛(花押) 久六○ 清三郎(花押) 市蔵○

新三□(花押) 久次(花押) 新六(花押) 新蔵(花押)

与平次○ 作次○ 茂作(花押) 久太郎○ 又太郎 総作

は八(花押) 仁蔵○ 久七(花押) き蔵○ 二郎作(花押)

小三郎(花押) 作蔵(花押) 小十(花押) 総太郎(花押)

八蔵(花押) 甚六 彦三(花押) 彦作(花押)

②、寛文六年丙午六月十七日 村中若衆きんミ之事 (前同 580)

一 村中若衆きんミ之事

- 一 向山へ野村よりあらず二付まわりぎんミ事
- 一 同山道作二家なミより壱人ツ、出可申事

付而谷々さかへまで急度作可申事

右条々壱人也共出不申候ハ、其時之上米三升之くわたいにて

御座候

一平兵衛○(合点抹消) 庄三郎(花押)(合点抹消)

庄兵衛(花押) 長兵衛(指印) 傳次(花押) せんまつ(花押)

勘兵衛(花押) 森三(花押) 市蔵● 久四郎○ 作十郎○

八郎兵衛○ 新三郎● 権平(花押) 権十郎(花押) 忠三郎○

久太郎(花押) 右平次(花押)

以上十八人

③、寛文六年丙午六月廿六日 村中書留之事 (前同 585)

村中書留之事

一 荒ばしは多申候ニ付切上可申候事

一 荒ヲひらき田畑ニ致候ニ付見分いたし右は何れニ可仕候事

一 川ばしは多出来切上可申候事

右三ヶ条之儀は最前改切上候へとも又々は多申候ニ付惣村中相

談之上ニ而若キ衆年寄衆罷出最前改候通ニ見分致切上扱其跡之場
所は其日より惣中荒ニ仕若木竹ニ不寄出候ハ、惣中は多申致

□申所実正也然上ハ誰ニ而も依怙最負無之切上ケ可申者也其上

ニも異議ヲ申若御公儀沙汰などに致候ハ、其主ハ不及申ニ親類迄
も村をはつし可申候間其時一言之子細有間敷者也為後日書留仍如

件

忠兵衛(印) 曾右衛門(印) 弥右衛門(印) 与左衛門(印)

兵右衛門(印) 願清(印) 増右衛門(印) 九左衛門○

四兵衛(印) 吉兵衛(花押) 北兵衛(印) 甚右衛門(印)

加左衛門(印) 与兵衛(印) 四郎右衛門(印) 又三郎(花押)

金左衛門(印) 惣三郎(印) 長恵(印) 辻右衛門(印)

かい(花押) 慶譽(花押) 勘兵衛(印) 六左衛 庄兵衛(印)

半兵衛(印) 九郎右衛門(印) おたま○ 猪右衛門(印)

与次兵衛(印) 介兵衛(印) 善右衛門(印) 一郎右衛門(印)

与右衛門(印) 孫兵衛(印) 重介(印) 長右衛門(印)

兵左衛門(花押) 次右衛門(花押) 助右衛門(印)

源兵衛(印) 光林(印) 庄三郎(花押) 五郎左衛門(印)

九郎衛門(印) 彦十郎(印) 新左衛門(印) 文右衛門(印)

猪兵衛(印) 勘左衛門(印) 二郎兵衛(印) 彦右衛門(印)

又右衛門後家(印) 五兵衛(印) 文蔵(印) 茂右衛門(印)

吉右衛門(花押) 与次右衛門後家(花押) 長兵衛(印)

二郎左衛門(印) 彦兵衛(印) 吉左衛門(印) 兵吉○

重三郎(印) 新右衛門(印) 左次兵衛(印) 喜左衛門(印)

善九郎(印) 善左衛門(印) 傳左衛門(花押)

与惣兵衛(印) 清右衛門(印) 加右衛門(印) 八郎兵衛(印)

源三郎(印) 李兵衛(印) 権左衛門(印) 七郎右衛門(印)

久右衛門(印) 六右衛門○ 源介後家(印) 又兵衛(印)

弥次右衛門○ 右衛門(印) 八兵衛(花押) 七郎兵衛○

孫左衛門(印) 金十郎(印) 物左衛門(花押) 勘十郎(印)

ち八郎(花押) 長左衛門○ 介左衛門(印) 市太郎(印)

×九十四人

寛文六年丙午六月廿六日

右之通連判仕候上ハ少も申分無御座候以上

④、延宝五年巳六月二十四日 村中若衆吟味之事 (前同 603)

延宝五年巳ノ六月廿四日

一 村中若衆吟味之事

一 向山野村よりあらずニ付ぎんミノ事

一 同山道造ニ家なミより老人ツ、出申事

付而谷々さかへまで急度作可申事

右之条々老人也共出不申候ハ、其時之上米三升也くわたいして

御座候為其如件

一 与惣兵衛○ 又兵衛(花押) 彦作(花押)

与惣左衛門(花押) 清助(花押) 仁助(花押)

権三郎(花押) 源太郎(花押) 清九郎(花押)

久四郎(花押) 忠三郎(花押) 半四郎(花押) 九六(花押)

喜太郎(花押) 吉三郎(花押) 傳九郎(花押)

八郎兵衛(花押) 清次郎(花押) 文四郎(花押)

太郎兵衛(花押) 佐次兵衛(花押) 清七(花押) 三吉○

蔵(花押)

メ廿四人

若□不付用事参ゆるし可申又行司之儀科ニて而御座候寄合何

か付ひざほくしにふれさせ可申

⑤、元禄三年午八月二十四日 若キ衆吟味之事 (前同 601)

若キ衆吟味之事

一 ちや之実ぬすミ申事

惣の「若衆」と村の「若者仲間」

一 牛二田くれ申事

一 ミヤ之ゑあらし申事

一 子共わり事致申す事

右之段々若キ衆寄合吟味之上ニ而そうお之とがにおとし申候上

ハ少も多こひいき致申間敷候為其寄合書とめ候仍如件

一 清次郎○ 茂平次○ 四郎兵衛○ 傳之丞○ 左次郎○

権七○ 左傳次○ 左平次○ 八十三○ 傳四郎○ 久三郎○

勘之丞○ 庄三郎○ 源十郎○ 善五郎○ 新三郎○ 長八○

久藏○

元禄三年ノ八月廿四日

⑥、元禄三年午月二十四日 若衆書留之事 (前同 598)

若衆書留之事

一 牛田地くい候事

一 分山かり候事

一 茶の実落り候事

一 宮之ゑ打間敷事

一 家領あらし候事

右之段々相守可申候若相背者ハ懸次第ニ過料ニ落可申者也

元禄三年午ノ八月廿四日 惣若衆(花押)

惣子共衆(花押)

⑦、明和二年酉六月二十四日 御水神様証文之事 (前同 606)

御水神様証文之事

一 御白水神様 三神

一 御青水神様 三神

一 代石 貳神

ノ八石

右之通槌ニ受取申候為念如斯御座候

明和貳年乙酉六月廿四日

若キ中間

御役人衆様

⑧、明和八年卯六月二日 覚

(前同 671)

覚

一 青水石 三神

一 白水石 三神

一 台石 貳神

右之通槌ニ請取預リ申候以上

明和八年卯六月二日

若連中

庄屋 徳左衛門

⑨、嘉永五年壬子閏二月吉日 定書誌

(前同 549)

「定書誌」(表紙)

定書之事

若者中之儀は其定從古來有之候処近來甚不行定ニ相成此俣ニ而は治り方甚以無面目事ニ候間今般申合相改ケ条之趣左之通り記置候者也

一 從 御公儀様被仰出候御法度之趣堅ク可相守申候

一 博奕諸勝負之儀は別而相慎当於当村領内ニ萬一諸勝負等致候

者有之候ハ、他所之人々不限早々追放可申若其内江村之者交

リ合居候得は急度其筋相正可申事

一 常々仲間之者寄集金錢ヲ費飲喰等堅致間敷候事

一 仲間之者村方并奉公人等又は他所江罷出候共喧嘩口論堅致間敷事

一 村方惣普請并隣村立合普請之節は村役人任指圖ニ無油断相励可申亦村持諸道具之儀は仲間之者氣ヲ付分失無之様取置可致事

一 仲間集會之節は勿論常々ニ而も我歳より為上人は敬為下者は憐ミ加互ニ仁禮大切ニ相守如水魚之可致候事

一 頭分之者は猶以常々身持大切ニ致我假理不尽之取扱等有之候ハ、為歳重之者共無遠慮急度吟味可致候事

一 近來頭分之者兎角我身之不埒ヲ包ミ人之惡事ヲ末細ニ吟味致候事言語同断之至以後為頭分共早々仲間除可申候尚又歳上頭分之者ニ而も誤書兩三度相重リ候ハ、頭分ニ不用無遠慮小若衆同様ニ取扱可致候事

一 為頭分共定ヲ背キ不埒不行跡之儀有之候ハ、無遠慮下若衆より其由仲間江申出急度吟味致可申候事

右ケ条之趣此度相改メ毎月壹度宛讀渡可申候上は以後心得違無之様急度相慎可申候若ケ条之内一句ニ而も相背候者有之候節は頭分小若衆ニ不拘早東遠慮申渡仲間之外人ニ致置一統申合着合堅致間敷候事

相心得可申者也仍而如件

嘉永五壬子年閏二月改

若者中

（合点抹消 庄兵衛（花押） 長兵衛（指印） 傳次（花押）

せんまつ（花押） 勘兵衛（花押） 森三（花押） 市藏●

久四郎○ 作十郎○ 八郎兵衛○ 新三郎● 権平（花押）

権十郎（花押） 忠三郎○ 久太郎（花押） 右平次（花押）

以上十八人

①の慶長十八（一六一三）年正月十二日の「定」は、現在知ることが出来る最も古い若衆の掟である。この文書は、藤木久志『戦国の作法』において、日本思想大系『中世政治社会思想下』（二二七頁）から引用されている。そこでは、「普段予想される村と村の衝突という場面で、若衆は常に中心的な役割を果たしていたのであり、若者たち相互の緊密な共同は、村が紛争を乗り切るために、欠かせない条件であった。」と、第一ヶ条目の内容が紹介されている。第二ヶ条目では、用水の管理について、奉行をする者の差図によって、招集合図の鼓によって明け六ツ時まで集合すること。第三ヶ条目では、在所で内密のことを他郷に行つて話すがいたら、聞きつけ次第仲間の衆から断る、つまり「省く」ということが規定されている。この慶長十八年の定には、「喜平治」の他に三十六名が連署している。三十七人の連署人のうち、二十三人が花押を書いている。他の者は丸印の略押である。②の寛文六年「村中若衆きんミ之事」の文書の方が署名数が十八名多い。簡条の内容と署名数の違いから、慶長十八年の定は、若衆以外に、例えば中老なども含む可能性があるが、簡条の内容は若衆の行動規制であるので、若衆掟として差し支えないと考える。「定」自体は、本文と署名は同じ人物が書き、それぞれの名前に花押や丸印の略押を捺印している。したがって、若衆自身を書いた文書ではなく、村の指導的な立場の者が書いた上で捺印等をさせたとも考えられる。そうした意味では、若衆が単独で書き残した文書ではないが、若衆や若者仲間掟には、村の指導者が書いたものを若者仲間が請ける形が多い。

②の寛文六（一六六六）年六月十七日の「村中若衆きんミ之事」では、

惣の「若衆」と村の「若者仲間」

庄兵衛外十八名が連署していて十人が花押を書いている。條目の内容は、慶長の定よりもっと若衆の活動にしぼった内容で、入会山である向山への野村からの山荒しに対して巡回監視をすること、山への道作りに家毎に一人づゝ、出ること、谷の境まで道を作ることを簡条し、もし家から一人も人足に出なければ、上米三升を過料として徴収する内容である。この「村中若衆きんミ之事」は、簡条の内容からみて明らかに若衆の規範である。この文書の連署者数は十九名で二人合点で抹消されている。

③の寛文六（一六六六）年六月廿六日「村中書留之事」は、田畑荒地の管理について取り決めをした簡条である。簡条の後に、「惣村中相談之上而若キ衆年寄衆罷出最前改候通ニ見分致切上扱其跡之場所は其日より惣中荒二仕」と、「惣村中」が相談して、改めた通りに運用されているか、若衆と年寄衆が見分することが定められている。この書留に連署している者はめて九十四人で、後家も含めた村の惣べての家々が署名しているものと考えられる。この署名には花押は十二名と少なく、百姓印が七十三名、略押七名、無印一名と、百姓印が圧倒的になる。

②の「村中若衆きんミ之事」と、③の「村中書留之事」とでは、文書の日付が同じ寛文六年六月の十七日と二十六日と、わずかに九日しか違わない。両方の文書の連署を比較してみると、「庄三郎」十七日文書（花押）（合点抹消）二十六日文書（花押）、「庄兵衛」十七日文書（花押）二十六日文書（印）、「長兵衛」十七日文書（指印）二十六日文書（印）、「勘兵衛」十七日文書（花押）二十六日文書（印）、「八郎兵衛」十七日文書（略押）二十六日文書（印）、の五名が両方の文書に名前が見える。「庄三郎」以外の四人はいずれも花押（略押を含む）から百姓印へ変わっていて、中世の地下文書から近世地方文書への転換期であることが見受けら

れる。検地帳などの土地所持する者を特定出来る文書が高木共有文書にはないが、関ヶ原合戦の後の慶長七（一六〇二）年の検地絵図が遺されている⁽⁸⁾。慶長七年近江国検地については、『朝野舊聞哀藁』第四五に記事がある。また、藤田恒春「慶長七年近江国検地を廻つて」（大阪歴史学会『ヒストリア』第二百二十九号）があるので詳しくはこれに譲るとして、高木村の検地絵図の裏書には、加藤左衛門配下の齋藤半助と中村七蔵が、慶長七年九月八日に竿入を始めたことが書かれている⁽⁵⁾。慶長以降も高木共有文書に検地帳は見えないが、延宝二（一六七四）年からは年貢割付が連年遺されている。高木村で延宝検地がおこなわれたかどうかは、検地関係の史料がなく判然としないが、他の近江の村々同様に延宝検地が行われたと考えてよい。延宝から幕末まで同じ形式の年貢割付があることから、延宝からは村の支配にとつて一つの時代と考えてよい。次の④と⑤の文書では、連署の形式が大きく異なってくることから、寛文・延宝から元禄の間に村や若衆の在り方に変化が起きていることが想起される。

④の延宝五（一六七七）年巳六月二十四日「村中若衆吟味之事」は、②寛文六年丙午六月十七日の再令である。二十四名が連署していて、花押や略押で百姓印は一切ない。⑨の嘉永五（一八五二）年壬子閏二月吉日の若者中「定書誌」の連署でも花押を使用していて、高木の若衆または若者中は、幕末まで花押を使用している。

⑤の元禄三（一六九〇）年午八月二十四日「若キ衆吟味之事」の末尾には、清次郎他十七名の連署があるが、すべて略押である。これは、⑥の元禄三年午八月二十四日「若衆書留之事」と併せて考えなければならぬ。箇条の内容は、村の重要産物となっていた茶の実についての管理

規定や、牛を田に入れさせない事、宮の枝を打たない事、こどもが悪い事をしない事、分け山を刈らない事など、こどもの悪戯を防ぐ規定であり、⑤の略押の連署はこども衆である。

⑥の元禄三（一六九〇）年午八月二十四日「若衆書留之事」が「惣若衆」と「惣子共衆」の議定書であることから、若衆は小若であるこども衆を管理する立場にあったことがわかる。

⑦の明和二（一七六五）年酉六月二十四日「御水神様証文之事」は、「若キ中間」から「御役人衆」へ宛てた、水神を祀る石を「若キ中間」が預かった証文である。⑧の明和八（一七七二）年卯六月二日「覚」も、「若連中」から「庄屋 徳左衛門」へ、水神の石を預かった証文である。村の神社祭祀に若者仲間がより関わり、奉納物などにも関与している様子を知る事ができる。

若衆は長百姓の宮座内部の組織であったが、ここでは「庄屋」との間の協約であり、⑥の元禄三（一六九〇）年の「若衆書留之事」の「惣若衆」「惣子共衆」は、小百姓まで含んだ「惣若衆」が「若キ中間」・「若連中」であることを示している。いわば「惣百姓の村」の若者仲間では、元は被官百姓であった者や次三男などの長男以外の者を含んだ惣若者の組織となつたので、藩政村の役人である「庄屋」が「若連中」を管理する立場となり、その動静によっては、庄屋は若者仲間の行動を規制しなければならぬ事になる。惣村の宮座の若衆ではなく、村の若連中または若者仲間として、拙稿に附録した市原野町共有文書⑩の嘉永六（一八五三）年二月「村中定書」に「若者制度役」とあるように、近世の村の役として機能し、その実力の故に、場合によっては地芝居の興行や休日などを巡って村役人と対立する政治的立場へと変容していく。

⑨の嘉永五（一八五二）年壬子閏二月吉日の若者中「定書誌」は、若者中之儀は「其定従古来有之候処近来甚不行定ニ相成此俣ニ而は治り方甚以無面目事ニ候間今般申合相改ケ条」とあるように、「若者中」の内郡秩序と庄屋が治める村の秩序に差異が生じていることを示している。庄屋の治める村の秩序が動揺する事は、すなわち藩政村の体制の危機であり、藩政村と統治する藩や幕府の危機でもあった。したがって、「定書誌」の第一箇条目に公儀の公法遵守規定が設けられている。これは、全国の近世後期の若者仲間掟に共通する。

若衆の近世での変容を見る場合、高木共有文書には、若衆そのものの組織に関わる史料は乏しく、むしろ隣接する市原野の文書群には、若衆の組織について知ることのできる史料があるので附録する。

市原野村宝暦八（一七五八）年戊寅二月朔日の表題の部分が欠けている村役人および惣中から若衆仲間へ宛てた文書^⑩には、山道作りの条の附わりに、三十才で仲間を抜けて官成までは、道づくりに出ること。他所より養子あるいは入り夫などにきた者については、その人の年頃相應の役儀を勤めさせてから、村で生まれた者と同等の扱いをすることを定めている。また、同じ宝暦八年戊寅八月朔日の「定」^⑪は、二月朔日の文書とほぼ同じ内容であるが、「若衆仲間」に三十才までの年齢制限があり、その後の官成は、三十才の人が二十人に達したら行うとしている。その条の附たりには、官成の儀は氏神社において神主・村役人・宮座衆へ酒肴を差出すこととある。市原野区では、政府の「若衆組」を廢して町村製青年団を満二十五才までとする大正四年訓令に対して、水利保護と水利事業を理由に、区として新たに独自に大正六年二月拾日に「公友會」を結成した。その年齢を十五才以上三十才以下と規定している^⑫。また、

惣の「若衆」と村の「若者仲間」

公友會々則第十七条では、三十一才で退会した者が、二十人以上になるまでは、後見役として会の事業遂行の援助を義務とすることと、後見役を終了したときは、大字規約にしたがって官成を行うとしている^⑬。

『永源寺町史 木地師編 下巻』（四九一頁）大岩助左衛門尉藤原朝臣重綱「大岩日記」元禄八（一六九五）年乙亥正月八日には、

（前略）我等々五代以前迄者此郷之庄官職之処永正年中ニ為上三郷
從破彼家職已來家頼等之差別も無之様ニ罷成候

とあり、十六世紀前半に柿御菌庄の蛭谷はじめ上三郷では、莊園体制下から脱出して、「家頼」などの差別がなくなり、「惣村」が成立したと記している。この惣村には、「村人衆」と「平」という「衆式巡頭」という惣中の役割が果たせない者の存在があることを示している。「村人衆」の「衆式」は、十八才より三十才までの者を「若衆」とし、三十才から五十才までの者を「中老衆」という。その中で「頭」十人を「肝煎衆」とするが、はなはだ子細之間敷い役である。また、五十才を超えた者は「宿老」といって諸公事を免除されていた、とある。続けて、

村人衆者從十八才之春着衆席若衆之内は正月元三越年之夜籠堂終
夜衆義之式法致伝受形義無作法之改事ヲ判雨降雪降ニ不免木履堂
宮出仕之刻荷持樽持酒酌給仕は不及申普請建水諸講雜所事ニ地下
之触集酒肴買使米搗竈火燒□食物相盛運持送膳此外小女童同前ニ
掃

と、十八才春に衆席に着座して若衆となった者は、越年の夜籠堂での終夜の衆議の式法伝授を無作法なく改め、剩え雨雪に関わらず木履堂宮への出仕のみぎりには、荷持ち樽持ち酒の酌給仕は申すに及ばず、普請や茶会の建水、諸講、雜所事にあたっての地下への触れ、酒集めと肴買い

の使い、米搗、竈の火焼きと食物の盛り付け、膳の持ち運び、このほか小さな女の子同前に掃除をするなど、多くの下役を経験することが課せられている。六ヶ畑の村の式法は、社役が第一で公役同前であった、と記している。

「大岩日記」によれば、十五世紀前半に荘園領主の支配から脱し、惣を形成した六ヶ畑村では、宮座を第一に惣中が結束し、村人は若衆―中老衆（頭十人肝煎衆）―宿老という年齢集団に編成されていた。その中で若衆は宮の守りと行事の下支えの役割を果たしていた。

慶長十八年の高木の若衆掟は、六ヶ畑村が属した柿御園庄上之郷の荘園領主支配から脱して村々が惣中を形成したように、荘園支配から脱した惣の体制下で成立したのである。

むすび

高木共有文書中の慶長十八（一六一三）年正月「定」は、荘園体制から脱却した惣の宮座の若衆掟であって、現在発見されている若衆掟としては最も古いものである。

「玉緒郷市原野荘之絵図」に描かれた村々は近世から現代にかけてそれぞれの鎮守の神社を祭祀するようになって行き、その祭祀を執行するための若衆組織を創って行く。また、寛文―延宝期を経て元禄期になると、「惣若衆」「惣子共衆」として、長次などの区別もない村の若者全体を取り込んだ若者仲間となつて行くことは、⑤⑥の元禄三年の「若衆吟味之事」で類推される。

さらに、⑦⑧の明和期の「御水神様証文之事」および「覚」は、「若キ仲間」「若連中」と庄屋との間で取り交わされた文書であり、「惣中」

ではない。惣中の内部の組織である若衆とは違った性質を持つ組織となつて来ていることが読み取れる。その変容は⑨の嘉永五年閏二月吉日の「定書誌」では、「若者中」が、庄屋が治める村の秩序の動揺の原因として捉えられ、近世後期の各地の若者掟に共通する公法の遵守規定が最初に示され、庄屋と対峙する「若キ仲間」「若者中」と変容している。

「若衆」は、中世の「荘」から「惣」が自立するとその内部の年齢集団として現れる。その若衆は、寛文・延宝―元禄期には惣の中核である宮座の内部組織から、より多くの若者を組織する「惣若衆」となり、享保以降の経済の発展を受けて、祭祀の在り方が変化して付け祭りが盛んとなるに従い、その担い手である若者の実力が村社会の中で伸張し、これを儉約的な観点から規制しようとする村役人を先端とする幕藩支配体制側からの圧力を受けて対立するようになる。その背景には、地主経営が進行するようになると、典型的には報徳思想に見受けられる精農型地主経営者およびそこに体制の基礎を置こうとする支配者から遊興を諫められ、「家業余力之輩」として学習を請求されるか、その阻害として廃絶を求められていく。こうした惣の若衆から村の若者仲間への変容は、近代社会への適応を準備したとも言える。それは、明治維新期、学制の阻害として規制された若者仲間が、自由民権運動期の「青年」の誕生、明治立憲体制国家の成立と市町村制という地方行政組織の成立によって東京という国家中央への田舎からの仰角的な立身出世という視点からの日清・日露の戦間期から起きる「地方青年」誕生を経て大正期に全国組織化される。村落の生活を支える一方で、二十世紀という戦争の時代を支える国民統合化の一翼を担う地方の組織としての青年団へと在り方が

変化していった。そして、敗戦とその後の高度経済成長を経過した結果として、地方から若い人々が失われて青年団は衰退している。しかし、青年団は失われても若者仲間がむしろその存在が顕然化している。例えば、拙著『青年の世紀』（二〇三頁）で紹介した、近江の長浜や米原の曳山行事が氏子町の若連中によって行われているように、現代においても各地の祭礼を支える主体として若者仲間Ⅱ「若連中」が活躍している。

注

- (1) 日本青年館七十年史編纂委員会『財団法人日本青年館七十年史』一九九一年刊参照。
- (2) アナール学派の日本への受容については、日本図書センター教育名著叢書⑩『日本児童生活史』の田嶋一の解説に詳しい。
- (3) 『戦国時代論』（一九九六年 岩波書店）及び『展望日本歴史⑪』室町の社会（二〇〇〇年 東京堂出版）に再録。
- (4) 拙著『若者仲間の歴史』および大林太良「村と村人」（『日本民俗学大系⑪』小学館）が、一九八四年度の『日本民俗学』回顧において、若連中を村の軍事組織としたことが注目された。
- (5) 拙稿「福井県嶺南四郡の神社に遺る若連中遺物」『北陸三県民俗の会第377回年会記録』二〇一二年所収。
- (6) 松崎茂『日本農村舞台の研究』（一九六七年 松崎茂博士論文刊行会）所収。
- (7) 拙稿「若衆」と「若者仲間（若連中）」について（平成十三年度／平成十五年度科学研究補助金 基盤研究（B）（1）研究成果報告書『地方青年団報と地域青少年教育の歴史的研究』所収）。
- (8) 滋賀大学経済学部附属史料館保管高木共有文書548。久留島浩・宮坂正英「ブレイメン海外博物館蔵「江州蒲生郡庄村高木村検地図巻」について」『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』第四十号 二〇〇七年三月に、文政八年論所検地の様子が紹介されている。

附録 市原野共有文書の中の若衆関係史料

①（年欠）村掟（東近江市埋蔵文化センター 村152）

（前欠）

- 一新出札者ハ先規之通可為事
- 一帳閉之義ハ酒壺升肴豆腐可致事

伊七

- 一 一代参之節ハ御鬮敷からくり壺体ツ、可濟事
- 一 下用振舞城振まい相止可申事
- 一 庄屋七月算用ハ老人壺升下用惣へ可付事

但し造年祝ハ遣シ不申候事

- 一 組算用之先規之通酒肴無用之事

- 一 諸商人村内へ入間敷事

付タリくわしうりの義は宮寺へも入へからず

- 一 若衆中間入之義は酒二こん汁わん肴ハ

まさ錫ニ而振舞可致事

附タリ田渡シ之義は庄屋式升仲間へ三升

可遣事

- 一 見物相撲芝居江見物行中間敷事

- 一 免割付合振舞ハ古来通可致事

- 一 神子造用ハ老人前二老升ツ、惣へ可付事

右之趣意急度相守可申事

若相背者有之候ハ、吟味之上過料代

横目 長左衛門④

組頭 勘 助④

⑥ (前欠)

(以下、頭八人連印省略)

(村009)

附り宿成之義ハ輕ク致し氏神社ニ而村中總土器ニ而壹献之祝儀相
勤入用は面割りニ致事

一 山道作り之義は中間として道可申事

附り年三十二及中間抜ニて官成相濟候迄道作りニ出可申極也

一 〇〇〇〇〇〇〇

一 中間大鼓は小共として張替可申事

一 中間田耕作之節近所道筋作方荒シ中間敷事

一 他所ノ養子或ハ入夫等ニ参り候共其人ノ年比相應之役義相勤させ村
出生可為同前事

右之通村中相談之上相極申候上は自今急度相守可申候以上

寶曆八年

村役人

戊寅二月朔日

惣中

若衆

仲間中

⑦ 定

(村010)

一 従御公儀様被為仰付候御法度ノ御趣村中老若男女共急度相守り可申
事

一 村役人ヲ重シ不致不禮下知相守可申事

一 老若共用事無之ニ村中夜歩キ不行儀ノ仕形無之様相慎可申事

一 中間ノ權威ヲ以テ為差事モ無之ニ地下ノ人ヲ相手取不儘ノ仕形無之
様ニ可致事

一 博奕酒饒之儀中間之内急度相慎發鋪掟相定可申事

一 井之谷越堀普請請之節ハ中間中(モッコ)ヲ持子供
役ハ(カルコ)ヲ持新棒入用之節ハ今若衆持參可申
事

事

附ケタリ年三拾ニ及中間抜候共官成相濟迄ハ(モッコ)ヲ持

可申候中間小勢之節ハ地下方へ相談村中家並(モッコ)持可申事

一 中間之儀ハ年三十二限ル事

一 年三十二及候人貳拾人相結り候得ハ官成可致候事

附ケタリ官成之儀ハ輕ク致し氏神社ニテ神主并ニ村役人宮座

衆へ酒參升肴肴ヲ差出シ可申尤モ該人員ヨリ村

中へ直シ料トシテ金貳拾円相納可申候事

一 山道作り之儀ハ中間トシテ作可申事

附ケタリ年三十二及中間抜ケ候共官成相濟迄ハ道作り

ニ出可申極也

一 仲間大鼓ハ子供トシテ張替可申事

一 仲間田耕作之節近所道筋作方荒シ中間敷
事

事

一 他所ヨリ養子或ハ入夫等参り候共其人ノ年頃

相應之役義相勤メサセ村出生可為同前事

右之通り村中相談之上相極申候上ハ自今急度相守可申候 以上

寶曆八年

村役人

寅八月朔日

惣中

若衆

仲間中

⑧ 「村中定書」

(村056)

當村大變ニ付定之事

一 先年從 御公儀様被 仰出候御書御條目御趣并兼日被 仰渡候儉約之筋急度相守家業大切ニ出情可被致事

附り御書御條目御趣年ニ式度ツ、村中へ讀聞セ可申事

一 第一火之用心大切ニ可仕候支

一 博奕賭勝負之類仕間敷候勿論他所へ出候而も堅ク相慎可申事

一 歳暮年始之音物たとい新類方たりとも戊之年の五ヶ年之内は一切取遣致ス間敷事

一 正月餅餅ハ堅クつき申間敷候尤宮寺は御供御か、みハ先例ニ可被任候輕ク半減ニ而相勤可被申事

附り餅之義は戊年分寅年まで五ヶ年之間堅クつき間敷候事

一 正月朔日新出村分役人之礼式は先規之通可相勤事

一 一村方年始之礼は堅ク無用候尤親類方ハ門礼ニ而可被相濟支

一 正月二日横居村がくとり共参り候ハ、先規之通可食事

一 惣之帳とじ近年之通儉約ニ而可被致事

一 正月節會は堅ク無用ニ候尤他所分厚キ親類方年礼ニ被參候節は薄盃

ニ而祝儀相調空腹ニ候ハ、一汁一菜之一飯振廻可被申候必馳走ケ間敷義ハ無用候

一 年内神明講愛宕講其外何れ講有来り候御神酒は一種の肴にて三ツ目のかさにて二こんニ急度可被相定事

附り正月七日山汁講之酒ハ堅ク無用之事

一 祝言の事は諸事儉約を致シ随分かるく一汁一菜ニ而振廻可被致候跡呼与申つゝいゑケ間敷義は被致間敷候尤親類方又は隣に分ハ一種之肴

ニ而三ツ目之かさ汁わんと二献ニ可被致候支

附り祝言ニ付石打又ハあばれ申事堅ク無用之事

一 死去之節も諸支急度けんやく致シ可被相勤候火明ケニハ世話致シ候人斗り汁わんにて酒壺こんハくるしからす其外つゝいゑケ間敷義ハ堅ク無用候

一 老若男女風俗常々おごりケ間敷義相止メ目立不申候様ニ急度慎可申候別而もきぬ類堅ク無用候并女之頭いふうニ不致殊ニたいまいすいきうのくしかうかい急度停止ニ可致事

一 俗人常々雪駄皮はなを堅ク無用ニ候其外たばこの道具までもすいふん氣を付目立不申下直成ものに可致事

一 氏神祭礼之義は夜宮ニ当人参り神主宮衆と先規之通り揃土器にてきしき相勤メ其跡御神酒ハ土器にていたゞき末の壺こんハきやくろにて可被相定事

附り氏子分膳 ハ戊年分五ヶ年之内相止メ可被申事

一 当日御湯式釜御神酒ハ二ツ目のかさにて二こんに可被相定事

附他所分客人呼候事堅ク無用候

一 年忌法事之義ハ寺ニ而輕ク可被相勤必私宅ニおいて大勢寄り集り馳走ケ間敷振廻杯一切被致間敷事

附餅并米類くバリ候義堅ク無用候

一 年内他所分客来有之候とも一汁一さいの余馳走ケ間敷振廻致間敷事

一 年内休日ハ例年極り日たりともすいぶんげん少可被致事

一 御年貢之帳面類并惣小入用帳ハ美濃紙ニ致シ其外ハ何ニよらず半紙をつかひ可申事

一 年内惣寄會之義は式ばんだいこに急度惣堂へ可被參候尤病氣候ハ、断可被相立候断も無之候ハ、定之通り過料取可申事

一 例年之獅子舞ハ戌年より五ヶ年之内ハ無用ニ候

附リ辻打葉賣一切立入ラセ申間敷事

一 盆之おどりハ子供たりとも堅ク無用之支

一 村中男女共常々くわゑさせる堅ク無用之事

一 村役人断もなく彦根表へ何によらず願出候義堅ク無用之事

附リ喧嘩口論出入ケ間敷義被致間敷候

一 二季彼岸ニくバリ物停止之事

一 八月日待之義作り初穂として佛神へ御供可備候必呼客くバリ物坏戌

年ハ五ヶ年之内堅ク無用之事

右ヶ條之通り急度相守可被申候此外御奢ケ間敷費之義ハ人々氣を付随分

嚴敷儉約可被致候若相背もの有之候ハ、村中相談之上急度可及其沙汰候

右之趣今年村方大變ニ付村中一統難儀仕候ニ付相談之上相極メ申候然上

ハ人々心得違も無之ため五人組相定頭衆之印形取可申候尤小前之印形は

頭衆へ取可被申候定書仍而如件

安永六年

庄屋 勘左衛門[㊦]

西十二月

㊦ 「村中定書」

(村056)

先年従 御公儀様被 仰出候御條目御趣兼日被 仰渡候諸事儉約之筋

急度相守家業大切ニ出情可致候處近來一統奢増長致村方甚々及困窮候處

折柄凶作打續百性相續行立不申自然御年貢後上納難相成始末ニ候得ハ村

方一統忽及潰ニ甚々歎ケ敷支ニ候間此度村中相談之上仕法立替百精勵

内々持も無油断相心得其上万端儉約之筋急度相慎人々為心得之ヶ條書左

之通

一 第一火之用心大切可仕候尤用心番人嚴敷相廻り可申支

一 博奕諸勝負之類急度仕間敷支

勿論他所出候ても堅相慎可申支

一 出錢酒老若共嚴敷停止之事

并ニ宿貸申間敷支

一 煮賣商ひ多少ニよらず一切仕間敷支

一 塗下駄表附下駄法度之事

一 女之髮賃結仕間敷事

一 歳暮年始之遺物寺院之外男女共替せ致し取遣急度法度之事

一 元日之礼宮寺之外近親隣家為共門礼ニ而相濟無據用支向き承り候共

酒飯一切取扱申間敷候尤他所ハ親類方禮ニ被參候ハ、薄盆ニ而祝儀

相調可申支

一 祝言之節隨分輕ク振舞可致事

勿論女茶呼客振舞致へからず

一 元服内振舞儉約致人少ニ而可濟支

其外女振舞一切法度之事

一 伊勢參りへ井ニ諸々參詣ニ付留守見舞尚又遺物初メ一切法度之支

一下向之節坂向家内之外參るへからず夫ニ付宮下物代參之外一切停止

之支

一 雨乞之節小前御神酒法度之支

一 万支見物參り候共衣食急度儉約之支

一 若衆例年之山道作り六月八日昼迄ニ可致候支

一 山酒當番之節逆振舞法度之支

一 年内神明講其外何講よらず御神酒ニ二種之取肴ニ而可限事

附リ正月七月山汁講酒先年式升与相定候処此度相改酒ハ朝飯之膳附

二而二献ニ二種之取肴ニ而可相済事

一 疱瘡はやり候節相互ニ見舞又ハ配物法度事

一 溝堀其外諸普請中間更ニ一切酒取扱法度事

一 死去之節近親海道之外無縁之人岸ニ而くやミ可濟手傳一切致間敷事

一 一年季法更之節酒取扱仕間敷事

一 二季之彼岸共其外更ニよらす重箱之配物急度停止之事

一 例年之獅子舞五ヶ年之間竈拂之外法度之事

一 普請棟上子供ニ祝更致べからず

一 氏神之義式先例ニ可被任然ル共客路ハ五ヶ年之内用へからず

一 盆色之松明四尺廻り以下ニ可限事

一 若心得違者有之候ハ、山ヶ落スべからず

一 子供閉ハ三尺以下可限事一老若男女共風俗常ニ目立不申様万端可慎

一 衣類ハ木綿之外側^で而停止之更然ル共無據親類方附合候ハ、有

一 合之品斗ニて附合可致事

一 一歳内入用酒並酒ニ可限事

一 右ヶ條心得違為無之若衆制度役ニ相頼ミ其余小間ヶ之義ハ夫々海道ニ而

一 示合可致事

一 其外背人有之ハ、其次第二与り急度過料可請取事

一 右ヶ條之通是迄之趣意与替り此度村中相談之上相定候間人々氣ヲ附當丑

一 年々巳年迄五ヶ年之間急度儉約相慎可申候為其人別ニ印形取可申候

嘉永六年

丑二月 村中 改

一 一六左衛門[㊦](以下略)

① 追定

一 一村相統のためニ仲間相結相互ニ示合いたし候義ヲ自己之意趣遺恨ヲ含

一 合聊之越度ニ而も格別之済口之印杯ヲ取候而は却而不相統之基ニ相成候

一 間大躰之義ハ篤与異見加へ其序切ニ事済可致候尤格別之訳合有之事済及

一 後日ニ候節ハ後若者へ相談之上差圖ヲ請無違背事済可致也令済口之印等

一 有之候共聊ニ而も後若衆其沙汰致間敷事

一 一元服酒は直しニ可致事

但し人数五人以上之事

直し料ハ惣人数ニ而

酒切手ニ而壹斗

肴料金貳朱

一 一他所々養子入夫有之節一切直し料ニ可致候尤料物之義ハ身元相應ニ

一 而金式分以下ニ而相限り可申事

一 一山道造之当日ニ仲間示合之沙汰致間敷事

一 一仲間田地之義ハ地下方へ引請年々米式俵ツ、相渡し可申事

一 一他所之若者江仲間内ヶ附合ヶ間敷義致間敷事

一 右之條々今度村中相談之上相定候間堅相守可申者也

嘉永二年 西八月十五日

村役人 若衆

惣代 仲間中

惣代

② 趣意書

客歳拾貳月ニ於テ時勢ノ進運ニ伴ヒ政府ハ舊来ノ若衆組ト稱スル團體ヲ

(村009)

(村117)

帝國內一般ニ統一セシメン為メ之ガ解散ヲ断行セラレ同時ニ新青年團ヲ各町村区域ヲ以組織ナスコトヲ命セラル而シテ事業ナルモノハ総テ新青年團ニ移セラルモ何分新青年團ハ満二十五才以下ナルヲ以テ人員ハ少数ナリ加フルニ年齢ノ上ヨリモ未ダ事業等ニ未熟ナルカノ感無キ能ハサルヲ以テ本字ハ特ニ水利保護及水利事業出水ニ際スル堤防保護里道修繕其他ノ事業ニ付寶曆八年將軍家ヨリ御下命モアリシ掟ナル下ニ若衆組ト称スル團体ヲ組織シ以上ノ事業ヲ經營シ來リシモ前記ノ趣旨ヲ以テ解散セラレシヲ以才之ニ代フル年齢十五才以上三十才以下ヲ以テ公友會ト称スル團体ヲ組織シ事業ノ任ニ當ラシメン事ヲ茲ニ本字一般ノ協定ヲ經テ會則ヲ制定シ本年ヨリ實行センコトヲ切望ス前記ノ年齢ニ當ル、各員ハ本字公共ノ為メ尽力アランコトヲ

蒲生郡市原村

大字市原野

區長

大正六年三月拾日

公友會々則

(村118)

第七條

本會ハ公友會ト称シ當字ニ籍ヲ有シ且ツ當字在住者ニシテ年齢十五才以上三拾才迄ノ男子ヲ以テ組織シ之ニ入会スルノ義務ヲ有ス

第八條

本會ハ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トシ且ツ之ヲ實行スルノ義務アルモノトス

- 一、井ノ谷普請堀越普請ニ率先シテ出場スル事
- 二、降雨出水ノ場合ハ堤防ニ出場シ防禦ノ任ニ當ルコト

- 三、堤防破壊アルトキハ之ガ急施及復旧ニ尽力スル事
- 四、其他公共ノ利益ヲ圖ル事

第九條

本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 年齢三十六才ノモノ全部

一、評議員 同二十九才ノモノ全部及二十五才ノモノ全部

第十條

會長ハ本會ヲ統理シ且ツ會員ヲシテ第二条ノ目的ノ實行並ニ第拾五條ノ制裁ヲ遂行スルノ權利ヲ有ス

第十一條

評議員ハ會長ヲ補佐シ且ツ諸般ノ評議ニ加ルモノトス

第十二條

井ノ谷堀越其他大字ノ音往来へ滿參普請ノ布令アルトキハ不得止事故アル者ノ外ハ必ず出場シ水利係ノ指揮ニ從フモノトス

但シ當日入用ノ各自持參以外ノ道具ハ凡テ會員ノ若キモノニヨリ順

次持參スル事

第十三條

井ノ谷普請ノ当日井袋浚へハ會長其責ニ任ズ

第十四條

大字境界巡視ハ毎年七月(土用間日)ニ全員出場シ巡視シ萬一境界ニ疑ハ敷箇所アルトキハ之ヲ整理シ明瞭ニナシ置クコト

第十五條

堤防^(マ)破切所急施又ハ復旧工事ニ出場ノ布令アルトキハ第六條ニ準ジ其指揮ニ從フモノトス

第拾條

本會ニ要スル小使人ハ十五才十六才ノ者之レニ當ルノ義務アルモノトス人員五人以上無トキハ十七才も之ニ充ツ

第拾壹條

毎年一月七日大字衆議所ニ於テ總會ヲ開キ會員入退會役員ノ事務引繼ギ諸般ノ協議會則ノ朗讀徹底ヲ計ルモノトス

第拾貳條

本會ハ左ノ件ニ對シ臨時總會ヲ開ク

一、臨時ニ入會者アリタルトキ

二、本則ニ違反シタルモノアリタルトキ

三、其他必要ノ場合

第拾三條

大字外ヨリ養子入夫等アリテ年齢十五才以上三十才迄ノ者ハ必ズ本會ニ入会スルモノトス

但シ仲間入り酒肴料トシテ金五拾錢以上本人ノ身分ニ應シ會長迄出

金スルモノトス

第拾四條

本會ハ凡テ大字區長及水利係リニ隨從シ第貳條ノ各項ニ對シ其指揮ニ從フ義務ヲ有ス

第拾五條

凡テ本則ニ違反シ又ハ不正ノ行為ヲ敢テシ本會ノ名譽ヲ毀損シタルモノアルトキハ臨時總會ヲ開キ會員一同ノ上評議ノ上処罰ス

但シ罰目ハ謝罪除名断交ノ三種トシ其罪ノ輕重ニヨリ適用ス

第拾六條

前條ニヨリ処罰セラレタルモノハ改心顯著ナルモノ又ハ確實ナル引

受ニアルニ非ザレバ罪ノ輕減又ハ免除セララル、モノトス

第拾七條 附則

年齢三十一才ニシテ退會シタルモノ二十人以上ニ滿ツル迄ハ本會ノ

後見役トシ本會ノ事業遂行ヲ援助スルノ義務ヲ有ス

第拾八條

前條後見役ヲ終了シタルトキハ大字規約ニ基キ官成ヲ行フ

但シ官成ハ其年七月 日氏神社ニ於テ之ヲ行フ神前ニ湯釜ヲ献シ字

役人宮座衆へ酒五升肴料金參圓ヲ差出シ參詣者一同へ土器御神酒ヲ

分與ス

第拾九條

本則ハ大正六年三月十五日大字總會ニ於テ區長提出ノ趣意書並ニ區

民一統ノ決議ヲ以テ之ヲ發布シ上司ノ旨アルニアラザレバ之ヲ

全廢スルコトナシ

第貳拾條

本會則ハ大字總會ノ決議ヲ經ルニアラザレバ之ヲ改訂スルコトヲ得

ズ

第貳拾壹條

本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正六年三月二十日

拙稿は、二〇〇八年十月に敦賀市で開催された第四十一回日本古文書学会大会における記念講演を基に加筆したものである。その場で滋賀大学経済学部附属史料館青柳周一氏（現、史料館長）から、研究紀要への

寄稿についてもお誘いを受けた。いずれはと思いながら、徒に時を過ぎ
してしまった。二〇一七年夏に、同館学芸員堀井靖枝氏から寄稿のお勧
めを頂戴して、古希というこの機会をやり過ぎすと一生に間に合わない
かもしれないと恐れて書くことを決心した。

思い返せば、四半世紀前に最初に高木および市原野の文書を永源寺町
史編纂室へ閲覧に伺った折に対応していただいた加藤勇伍室長は既に他
界されてしまった。聞き取り調査などにもご協力いただいた市原野の西
村長平愛知川沿岸土地改良区理事長、高木の久田町会議員・藤井西光寺
住職・松好先生など、多くの地域の方々のお世話になった。発表が大変
遅れてしまったが、改めて感謝の意をお伝えしたい。また、成稿にあた
り史料利用にご協力いただいた歳苗神社・高木町自治会・市原野町自治
会、仲介の労を頂戴した東近江市歴史文化課前川晴彦氏に感謝申し上げ
る。